

可部出張所管内 太田川・根谷川・三篠川 ゴミマップ 【平成29年度実績】

不法投棄は犯罪です！

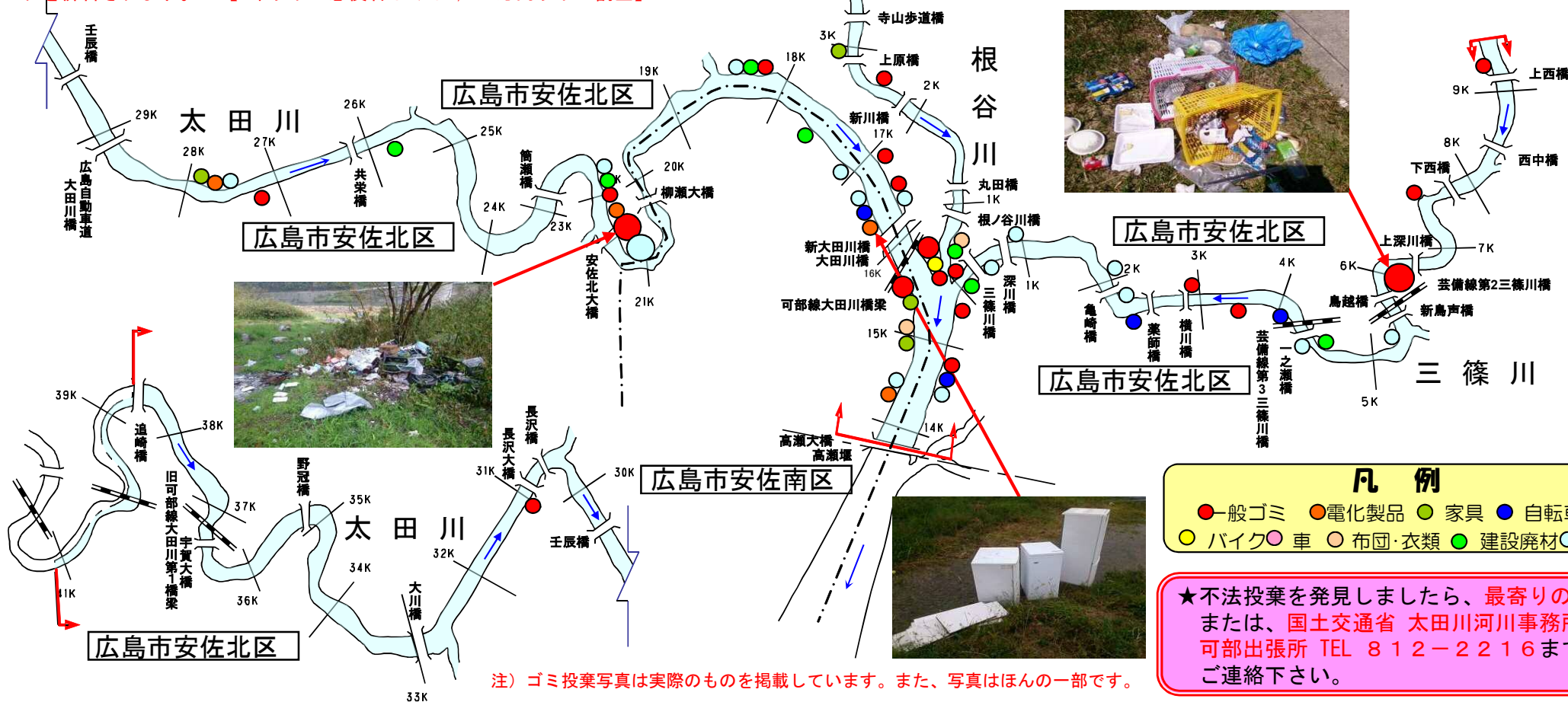
可部出張所管内における不法投棄の発見回数(右図)は、近年減少傾向にありましたが、H29年度は増加しております。
 多量の投棄や悪質な物も多く発見されております。
 ゴミの不法投棄は、地域的美観が損なわれるだけでなく、わたくし達の生活の源である川の水を汚染する恐れもあります。
 そういった違法行為に多くの人が悲しんでいます。
 引き続き、広島市、警察と連携しながら、積極的に取締りを実施して参ります。

※「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、廃棄物を投棄した場合、以下の刑に処せられ、又はこれを併科されます。【5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金】

平成29年度 可部出張所管内 不法投棄発見回数集計表



※ このゴミマップは、平成29年度(平成29年4月~平成30年3月)に河川パトロール等により、ゴミ不法投棄を発見した場所を表しています。



凡例

- 一般ゴミ
- 電化製品
- 家具
- 自転車
- バイク
- 車
- 布団・衣類
- 建設廃材
- その他

★不法投棄を発見しましたら、最寄りの警察または、国土交通省 太田川河川事務所 可部出張所 TEL 812-2216まで、ご連絡下さい。

注) ゴミ投棄写真は実際のもを掲載しています。また、写真はほんの一部です。